

| | |
|------------------|---|
| Title | 検地帳登録人をめぐって(一) |
| Sub Title | What is the Nauke-nin (the name registered on the kenchicho)? |
| Author | 速水, 融 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1961 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.11 (1961. 11) ,p.953(21)- 972(40) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19611101-0021 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611101-0021 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

化では追いつかない。歩合制の下では、必要経費が優先的に保証されるから、単なる赤字のために、経営が破綻する例は少ない。むしろ、漁獲をあげないために充分な賃金が出せずに、人手不足の故に、休業状態におちいることが多い。生半可な大型化・沖合化によって、階層分解を徹底すると、このような苦境に際会するおそれがある。

大型化・沖合化を内容とする漁業の構造改善によって、労働力不足が労働力過剰に転ずるといわれる。構造改善によって、従来より少ない労働力をもって、より多くの漁獲をあげうるから、この提言はもっともな響きをもつ。しかしながら、過剰として現象するのは単なる量の面であり、質的に充分なものを調達しうるかどうか疑問である。沖合漁業は若い労働力を必要とするが、就職状況の好転を背景として、この労働力は他の産業部門においても歓迎される。それと競争して、良質の労働力を確保するには、構造改善は漁業における不安定な、しかも低い賃金を解消しうる程度にまでなされなくてはならない。階層分解が徹底されると、良質の労働力を安い価格で入手するという有利な取引の余地はなくなる。

この有利な取引を前提としないでは、存立しえないような弱体の沖合漁業が多い。この取引を可能にしているのは不透明な階層分解である。具体的に表現すると、小型漁船の盛漁期には自営に従事し、そのほかの時期には、漁業賃労働者となることによって、複合的に周年操業の実をあげている多くの漁民の存在が、弱体の沖合漁業を支えているのである。沿岸漁場の豊度の低下は階層分解の徹底を促進するという結果を招き、間接的には、弱体の沖合漁業に大きな打撃を与えないではない。

追記 この小論は伊東信吉教授との共同による水産研究会委託調査「漁業における就業構造」中間報告を補完するために書かれた。なお、現地調査の実施に当って、協力してくれた小生研究会の学生有志の努力に負うところが大きい。

検地帳登録人をめぐって(一)

速 水 融

一 序 説

太閤検地、或いは近世初頭の検地及び検地帳の研究は、戦後急速に盛んになり、進展をみせた分野の一つであることには何人も異論の余地はない。特に、その土地制度史上の意義を、土地政策における革命性という視点から追求された安良城盛昭氏の業績は、業績自身の有する意味は勿論のこと、通説を鋭く批判し、日本における封建領主制確立に関し、独自の見解を打ち建てられた点、一般研究者に与えた影響は非常に大きいものがあったと言える。また、一方では、宮川満氏による精力的な検地帳の分析、その上に立った検地論が、相対的革新説という名の下に展開され、これまた江湖に大きな波紋を投げかけたのである。その他、後藤陽一氏の事実追認説をはじめ、細かな検地帳の分析に至っては実に老大な量の業績が発表されているのである。

これらの諸研究は、たしかに量的には全国に拡がり、かつて古島敏雄氏の歎かれた様な史料発掘の不備という研究上の隘路は、或る程度緩和されて来ていると言っている。しかしながら、もう検地に関する問題はすべて解明され尽したのかと言

えば、解明されているどころか今後に残された問題はむしろ山積しているのである。投げかけられた問題が余りに大きく、広汎なものであると同時に、検地・検地帳研究⁽²⁾の仕方にもいくつかの疑問が存在している。本稿は、こう言った反省の一つとして、検地帳登録人の問題を取り上げ、研究史的に回顧を行った上で諸説の検討を行い、従来の諸業績に共通する欠陥とでも言うべきこの問題についての私見を、一つの試論として提出したいと思う。

(1) 「併し現在迄の史料蒐集関心の傾向から、各地の検地帳を自由に取扱い便宜を持ち得ない……」〔近世日本農業の構造〕初版昭和十八年、日本評論社版、一五頁〕。

(2) 本稿の主題と直接には関係のないことだが、一般に検地帳の分析を行う際、史料批判の重要性を物語る一例として、領主側の検地帳原本と、村側の控とを見極めて利用する必要のあることを筆者はかねてから主張している。拙稿「領主の検地帳と村の検地帳」〔社会経済史学〕第二十二卷第二号所収〕参照。

二 検地帳登録人に関する諸学説

戦前(ここでは便宜上終戦を境として、戦前・戦後という区別をする)、この問題についてとり上げ、検討を加えられた業績は決して少なくないのであるが、その中で注目すべきは、中村吉治氏・今井林太郎氏・古島敏雄氏等によるものである。

1. 中村吉治氏

中村氏は、検地帳に対し、まず第一に、石高制の確立に際しての基本台帳として、土地制度史上重要な意味を与えられている。「……検地帳が、その基本たる土地の台帳たることによつて、万般の農村統治の基準的な意味を持つてゐたことは容易に諒解出来る……」しかし、「検地帳はそれを見れば直ぐ分る様に、土地を調査して唯その一定地の合計面積、合計石高を出しただけのものではない。詳細にその作人までも一々の場合を記しあげてゐるものである。従つてそれは一面からいへば

作人たる百姓も同時に調査され、その百姓の持地も明白にされたといふことなのであつた。」⁽¹⁾氏はこの証拠として、石田三成が文禄五年、近江国村々へ出した捷書の一条項を引用されている。「田畠さくしきの儀ハ、此さき御けんちの時、けんち帳につき仕り申もの、さはきにつかまつり、人にとられ候事も、又むかし我がさくしきとて、人のとり申事もちやうしの事。」これによつて「検地帳を作ると、その帳面記入によつて百姓達の作職が決定されたのである。……(中略)……検地帳を作るといふことが作職決定をするといふことでもあつたのである。単に、定つてゐたものを調べるといふだけではない。……(中略)……とにかく村々の中にも水帳を基準として耕作田畠を確保するの約束が出来てゐた……」⁽²⁾更に氏は大名の転封に際して秀吉が発した朱印状中、「検地帳面に相付百姓之儀」は移動させてはならぬ条項があるのを引用され、「検地帳がその百姓をも決定する機能を持つてゐた」とされる。

この様に、中村氏によれば、検地によつて農民の作職が決定され、逆に検地帳上の登録人は作職の所持者だという事が言われるのであるが、特に氏は土地と農民との緊縛、統制という点からこれを取り上げられている点に留意する必要がある様に思われる。

この様に中村氏は、検地帳登録人の性格について、これを主として領主側の法令から「作職所持者」⁽¹⁾作人として規定されているのである。

2. 今井林太郎氏

戦前における検地帳研究の水準を築いた今井氏の作人説は、社会経済史学会の昭和十四年度大会報告で発表された。今日我々は氏のこの時の報告を概要の形でしか窺うことを得ないのであるが、氏は従来の検地帳登録人⁽²⁾本百姓⁽³⁾耕作者という平易な考え方に疑問を提出し、登録人が中世末期の農民の階層分化のどれに属するものであつたかを考察された。そして中世末期の農民構成が、名主―作人―下作人という関係を成立せしめて居り、近世初頭の検地においては「中世末期の農民の

階層分化をそのまま容認することが必要であり、下作人の有無に拘らず、作人と呼ばれる階層を基準とし、之を本百姓に立て、彼等を検地帳に登録して行つたのではないかと推断せられる。」氏はこの論拠として慶長十九年の毛利氏の規定を引用される。

「一、作職之儀当検地名請之者ニ相定事

付検地之名請をは仕候而、其者したとして余之者に作せ来候共、検地之名請仕候ハ、本作人たるべき事」

そして氏は近世初期の農村の本百姓が、その下に中世以来の下作人を擁している事実をいくつか挙げられるのである。これらの下作人は、いわゆる帳外れの者として実際の耕作に当り、「検地帳に登録せられた本百姓といふものは、耕作者といふ意味よりも、納税担当者といふ意味に解すべきものではなからうか」とされている。今井氏の主張は、検地帳登録人本百姓は耕作者という伝統的な考え方を批判され、その後における検地帳研究の途を開いた点にその意義を見出しうるのであるが、登録人本百姓という古典的解釈そのものは批判されずに終わっている。

3. 古島敏雄氏

戦前における研究水準の到達した最高点はやはり古島氏の業績であろう。氏は、前述の今井氏の所説を批判的に摂取されながら「中世末期の実情は単に階層的な土地関係者の一のみを以て作人と指定し終るためにはあまりに複雑であり、各地に検地施行前の階層的關係、或いはその一部を検地帳上に明示してあるもの」のある事を検地帳の分附記載に見出される。この分附形式の記載は当時すでに存在していた「農民階層分化の一定の様相を示すもの」であり、それは、太閤検地が各地の「農民階層分化の現状を全く無視して全国一様の一地一作人の方針で作人の指定を行ふ事が出来なかつた事を示すもの」である。そして「土地關係が名主一作人―下作人と階層化の極限を示したと考へられる近畿・中国的な地域にあつては、下作人は帳外の民となり、検地帳上に現れないのであり、一、二の検地帳もその地方の検地帳の形式が一土地一作人の形を示してある

のに対して、東山・関東と全体として戦国期の織豊二氏による統一の行はれた経済的地盤と係りの少い地域に於て、本来帳外の民たるべきものの対土地關係が特殊の形で認められて、分附記載が見られたと云ふ事になる。」

古島氏は、ここでは検地帳登録人の階層構成を問題とされているので、登録人自体について特に検討を加えられているわけではない。しかし、氏の行論から、検地帳登録人をもって中世末の作人であるという様な一義的な解釈を否定されていることを窺い得る。ただ氏の考察の主眼が分附記載におかれ、又主として取り扱われた検地帳はこの様に分附記載が存在し、或いは「知行者でありながらそれ等が検地帳上に一定の記載をされ、それと知行者にあらざる耕作者との間に本質的な差異を検地帳上認め得られない」様な特殊な地域のものであり、その点で、先進地や一般の太閤検地帳、初期検地帳の登録人に関するは積極的な発言をされていない。ただ、氏がこの時期において既に検地帳の分析に当って、検地施行者或いは領主の権力構造との關係に言及され(たとえば各地の分附記載に徳川氏の検地という共通性を見出されている点等)、又、屋敷地や近年問題となった「役屋」についても予察されている点等、戦後におけるこれらの問題の発展の基礎を築かれている事は研究史上一段階を劃するものとして意義深い。

以上、簡単ではあるが、戦前の代表的業績を挙げてみた。これを綜括してみると、やはり検地帳登録人本百姓という古典的解釈は否定され難かったことが見られ、問題はその本百姓が中世末の農民階層のどれであるかという(或いは一階層でなくとも)問題設定がなされている事に気付くのである。又、登録人の何たるかを知るのに主として領主側の法令に依っているのも致命的な欠陥であると言わなければならぬ。しかしこれは勿論研究者の責とすることはできない。戦前における史料発掘整備の方向は、古島氏の言われる如く、特に検地帳に関しては著しく不備であり、総じて研究環境は悪化の一途をたどりつつあったのであり、むしろかかる状況下において幾多の困難を乗り越えて数々の業績を発表された先学諸氏の努力を

評価すべきであろう。

4. 河井勇之助氏

戦後において、検地帳の分析は、検地研究の隆盛と共に急速に拡大された。その中で、まず最初にとり上げるべきは、昭和二十五年に発表された、河井氏の業績⁽⁷⁾であろう。氏の業績は、その後の宮川満氏、安良城盛昭氏等の華々しい登場の蔭にかくれて、とかく見落され勝ちであるが、戦後の新しい研究の第一頁を形造るばかりではなく、非常に重要な示唆と提言を含んでいる。同氏は、現存する天正―慶長期における近江地方の検地帳を検討され、初期検地帳名請人の数が、同期の名寄帳の名請人数、後年の人別帳等の家数に比して、或いは耕地面積に比して多い(同氏の挙げられた蒲生郡今在家の場合で約二倍)ことに注目されている。こう言った事実は、ただ今在家村の場合にのみ示されるのではなく、近江地方全般に亘って共通している。しかも、氏によれば、近江地方は先進地域としての構造的性質から、「大農の僅少なること、零細農の多数存在、検地帳不登録民の皆無乃至僅少といふことが支配的傾向」であった。この多数の名請人をどう理解すべきか。河井氏は、栗太郡中村の慶長七年検地帳の例において名請人の名前をとり上げ、まず僧尼が多数名請人となっていることがその最大原因であるが、僧尼名を差引いてもなお名請人が過大に失するところから、検地帳名請人の百姓名を整理し、次の如く主張されている。「徳川初期、近江地方の検地帳に表はれる百姓名は類型的である。これには何を意味するであらうか。栗太郡金勝中村に於ては百姓名の頭文字が衛・与・彦・総・孫・甚・勝・才・兵・介・久・新・弥・又・漢数字・の十五型に分属し『衛』字名の者九名『与』字名の者九名である。……(中略)……人名の同類型中に比較的広い耕地と屋敷地を所有する者と零細農にして無屋敷のものが存在することを見る時、それ等相互間に親族的関係があり、同一世帯を構成してあるものもあるのでなからうかと思はれる。果して然りとすれば、検地帳上に登録されたものは世帯主でなくて家族個人であり、家数より

名請人数の多いことはこの理由に依るのではなからうか。」

河井氏は、かく推断することにより、検地帳名請人が年貢負担者＝本百姓であるという命題を否定され、それに代えて、名請人には世帯主の名のみでなく、家族の人名が出ることを名請人名の類型的性質から推断された。と共に、屋敷地の有無という事を取り上げられ、この後における検地帳研究の方向を決定づけられたのである。

5. 宮川満氏

河井氏について、同じく各地に残る初期検地帳に検討を加えられた宮川氏は、昭和二十八年以降、精力的にその業績を続々と発表されている。まず最初に公にされた『郷村制度と検地⁽⁸⁾』をみよう。氏は各地の検地帳登録人について、(1)、三反以下の零細農が多数いること、(2)、無屋敷登録人の比率が高いこと、を検出され、これに地域差と時代差を加え、先進地では(1)の事実は特に顕著であるが、時代と共にあまり増加しないのに対し、後進地では、零細登録人の数は初期には相対的に少なかったものが、増加して行く傾向にあったことを論証されている。これは「一般に近畿や先進地では隷属的農民のほとんどが、すでに早く耕作権を握って検地帳に登録されるほど自立的であつたこと、逆に辺境や後進地では比較的広大な土地をもつ少数の有力農民のもとにいた隷属民の多くが、なお耕作権を認められず、従つて検地帳にあまり登録されえない程度の隷属的立場にあつたこと……(中略)……等を物語っていると考えられる。」⁽⁹⁾即ち、検地帳登録人は、耕作権の所持を認められた農民であり、中世末以来、自立化の進度に比例して、零細登録人が検地帳上に出現するというのである。また、無屋敷登録人に関しては、例外的な、特別に由緒、家柄によって屋敷地の年貢を免除された者を除き、一般にその零細性から「これらの僅かの例外を除いた他の屋敷をもたない登録人は、本当に自分の屋敷をもたないものであり、おそらく従来から独立的な有力農民の屋敷に同居するか、その一部を借家していたものと考えられる。」⁽¹⁰⁾「かくて屋敷をもたない零細登録人には、屋敷持農民の血縁的な家族員や没落農民のほかに、以前から有力農民の下人・中間・名子・被官等の家内隷属者として、同居

検地帳登録人をめぐって(一)

ないし借屋住居しながら耕作や雑用に駆使されつつ、次第に独立性を強めてその耕作地に対する耕作権を確保するようになり、その耕作地に対してなお権利をもつ主家に対しては労働地代を納めながらその耕作権を社会的に認められるにいたったいわゆる新興農民等が考えられ、彼らは社会的に認められた耕作権のゆえに検地に際してさらに登録人に指定されるにいたったものと判断される。しかも、それは検地帳登録人が直接耕作権の所有者であるという見解や、登録人決定の基準が屋敷の有無ではなく耕作権の有無にあつたという先述の考え方と符合するのである。⁽¹¹⁾「かくて、封建制確立期の検地帳には、一人当りの登録面積の大小からみても、登録人の屋敷の有無からみても従来から独立に屋敷をもつた旧名主百姓の系譜を引く比較的有力な農民と共に、現実にはなお隷属的でありながら耕作権を得て拾頭した、あるいはしつとある多数の新興農民が登録されていること、換言すれば太閤検地およびそれに続く家康の検地においては、旧名主百姓系の有力農民であろうと、また新興農民であろうと、その区別なしに、直接耕作権をもつものを登録人として決定することにより、各村落の農民とその土地とを把握したことが理解される。⁽¹²⁾」

以上長々と敢えて引用を行なったのは、宮川氏の老大な業績の出発点として、この論文が位置付けられているからばかりでなく、この部分が、すぐれた問題提起を示しながらも、そこには重要ないくつかの批判すべき論点を含んでいるからである。それは後に示すこととして、宮川氏はさらに、この様に直接の耕作権所有者を検地帳上に登録するという領主乃至は検地施行者側の意向が、有力農民にとって決して好ましくないものであるのは当然で、彼等有力農民は、名寄帳において検地帳における新興細登録人の登録を排除し、自らの権利を主張しているものであり、名寄帳登録人の数は検地帳登録人の約半数で（慶長三年近江国今在家の場合）、屋敷地数にほぼ等しいことを述べて居られる。

かくして、宮川氏においては、例外を除いて、検地帳登録人は直接耕作権の所有者として理解されているのであるが、その論拠はどこにあるか。一つには、中世末以降、一般的に、直接耕作者の自立が進み、従来の有力農民の下における隷属から解放されつつあったという趨勢で、氏はこの検証を一般的に行うことによって、検地帳登録人の説明に最も有力な証拠とされている様に考えられる。また、第二には、直接史料として、たとえばさきに引用した石田三成が文禄五年、領内に発布した掟書等がその論拠として利用されているのである。

宮川氏は以後の各業績においても、この線に沿って論旨を展開されている。第二の論文「封建制確立期の村落と農民の動向」⁽¹³⁾は、第一論文で示された方向を、江州今在家村についてより綿密に検討されたものであるが、氏はまず検地帳登録人と名寄帳登録人を仔細に比較され、検地帳のみの登録人（彼等の多くは無屋敷登録人であるが）は、名寄帳登録人を家長とする血縁的な同居家族であるか又は非血縁の隷属者であるとされた。前者の場合は、屋敷を持たないこと、名前の親近的事であること（たとえば与惣と与惣二郎、助一と助次、弥一郎と弥市・弥三郎等）からの推断であり、後者の場合は無屋敷の場合は名寄帳登録人の屋敷に同居ないし借住居していたものと推断されるのである。さらに氏は、続いて年貢の「村請を代表する層」⁽¹⁴⁾（年貢徴収権所有者＝名寄帳登録人）が「領主から役家として把握されたものと思われる」⁽¹⁵⁾とされている。

さて、宮川氏はさらに第三の論文「太閤検地と家族構成」⁽¹⁶⁾等の諸業績で、第一、第二論文の成果を駆使されながら、考察の範囲を全国的に拡大し、特に先進地域と後進地域における検地への対応に留意しながら論旨を展開されている。

6. 安良城盛昭氏

次に取り上げねばならぬのは、昭和二十八年、「太閤検地の歴史的前提」・「太閤検地の歴史的意義」の二論文をもって登場された安良城氏の所論である。氏は、太閤検地を研究するに当って、その出発点を、宮川氏の場合に最も典型的に見られる様な「検地帳の定量分析」におくのではなく、氏の言葉に従えば、「太閤検地施行原則」⁽¹⁷⁾をまず明らかにし、ついで「かかる原則」⁽¹⁸⁾基調が、どの様に個々の村落において貫徹してゆくかを、太閤検地施行の結果を示す「太閤検地帳・人別改帳」の分析を通じて具体的に測定する⁽¹⁹⁾という逆の方法をとる。氏が検地帳登録人の性格について、明確な断定を下され

るのは後のことであるが、これを年貢負担者とされていることは明白である。これを最も明確に示されたのは、昭和二十九年年度の社会経済史学会大会報告においてであった。この報告は、『封建領主制の確立』（社会経済史学会編）に収録されているが、氏自身によって手を加えられたものが発表されているので、以下これに依りつつ氏の主張されるところを検討してみよう。「検地帳の史料的性格については、一般に、何の問題も残されていないかの如く理解されているが、『検地帳は年貢（生産物地代）の法的負担者を表現する史料である』という、検地帳のこの性格を十分認識して置く必要が存在する。」⁽¹⁸⁾しかし、氏は更に一步を進め、近江国坂田郡の井戸村文書の検討を通じて次の如く主張されている。「この段階（——天正十九年——筆者——）に行われる『検地』が、年貢負担者を確定するという、検地一般にみられる性格を有するに留まらず、この様な『検地一般』に見られる共通の側面とともに、荘園体制社会解体過程に出現した複雑な土地所有に保有関係を整理するという特殊な側面をも有しており……⁽¹⁹⁾」それは、氏に従えば、井戸村与六が検地前に作職を扶持した農民の名前が、検地帳に登録された場合にも、その土地に対する所持権を確認するために農民側から提出させた請書に明白に示されている。即ち太閤検地（天正十九年の近江検地は、天下統一後、秀吉直属の検地奉行によって遂行された典型的な太閤検地である）の有する荘園体制的土地所有に保有関係の徹底的な破壊という使命が井戸村与六の名主職所持を否定し、他方では現実に重畳する複雑な土地関係の存在、この両者の矛盾が、この様な請書を出現せしめたのであり、それ故にこそ、かの著名な文禄五年、石田三成の近江国村々に対する提書「さくしきの儀にいたつては、此さき御検地の時、検地帳にかきのり申候ものさばきにつかまつり云々」の条項が決して死文ではなかった事を主張されている。そして太閤検地は、『作職』一般を、幕藩体制下の耕地『所持』たらしめたと一義的に理解すべきではなく、原則的には、現実の農業経営者を、耕地『所持』者たらしめていると理解すべきである。……（中略）……屢々指摘・強調したごとく、太閤検地は、現実の農業経営者の耕地保有を、荘園体制下の種々の土地保有形態とは無関係に、『現実の農業経営者を、直接の年貢負担者たらしめ、その耕地保有を保証すること』を媒介

として、この媒介を通じてのみ、荘園体制社会終末期になお存続した種々の荘園制的土地保有形態を、『近世的』な『所持』に転化せしめている……（後略）……⁽²⁰⁾とされ、検地帳登録人を、中世末期における一定の階層に固定して理解する伝統的な考え方を否定し、現実の経営者という新しい基準による把握がなされたとするのである。氏のこの様な理解の底には、太閤検地は、小農民自立政策実現の槓桿であるという基本命題が存在して居り、現実の経営者は、年貢負担者であり納入者である。彼等は、自ら生産する生産物の内、必要部分を引いた残余の全部を、年貢として領主に支払う封建地代の負担者である。検地帳は、かかる意味において、「検地をめぐる権力・『名主』・小農民の三者の存在形態・力関係の集約的表現である」と主張されている。

それならば、屢々問題となる検地帳上の零細登録人をどう解釈するか。氏はこれに関しては積極的な発言をされていない。ただ親えることは、これを(1)出作・入作関係、(2)「下人・所従」の自立によるもの、(3)大家族構成の分割相続によるものの三つの複合を考えて居られる様である。

また、屋敷地の問題に関しても、氏は宮川氏の指摘されている屋敷地登録人数が耕地登録人数よりも少いという一般的傾向を否定され、逆の場合も存在するばかりでなく、「上層農民の名子・被官的存在若しくは分家的存在と想定される農民が、屋敷地のみの保有者として立ち現われて来ること」を指摘されている。かかる事実は、氏に従えば、権力による屋敷地処理（『夫役賦課基準としての』の仕方の相違によるものであらうと推断されている。

この宮川・安良城氏等による検地・検地帳研究の方向は、その後どう進展したか？ 筆者はかつて学界動向の形でこれを概括したことがあったが、⁽²¹⁾結論的に言えは、いくつかの点において大きく前進しながらも、なお基本的には未解決の問題を多く残していると言える。特に検地帳の分析が、そのまま単独でなされる段階から、常に検地施行者或いは領主の権力構造

との関連においてとらえられる様になり、⁽²²⁾如何様の特殊性をも有する可能性のある一村限りの検地帳から、ある程度まとまった地域や領域の検地帳が考察の対象となる様になった。⁽²³⁾また、新たに「役屋」が問題として登場し、近世初頭の領主権力による農民層の把握が、夫役賦課体系確立の線に沿ってなされ、いわゆる「役屋体制論」となって展開をみた。初期の家数改帳や人別改帳が格別に注目的となり、検地帳との対比が行われ、これらを通じての検地帳名請人の具体的な追求が始められている。⁽²⁴⁾

しかし、問題を検地帳登録人の性格という一点に絞って見た場合、これに関しての解決が何等なされていなかったことに気付く。或いは耕作権の所有者といい、或いは経営者といっても、それらはあくまで推断であって、決定的な論拠を有していないのである。にも拘らず、登録人の統計的処理が行われ、しかもこれを証拠として、或いは農民層の構成が説かれ、その地域の先進的或いは後進的性格が論ぜられる場合が屢々見受けられるのは、むしろ憂慮すべき状態であると言わねばならない。

7. 中村吉治氏の批判

この様な研究状況の中にあつて、この問題が全然放置されているかと言えば、そうではない。我々は本稿でも取り上げた如く、戦前から活動を続けられている中村氏の最近の業績に注目する必要がある。むしろ氏の業績がどちらかと言えば研究者にあまり取り上げられていない事の方が不思議であるとも言える。中村氏の業績の内、さし当り本稿と関係が深いものとして次の三つが挙げられる。(一)「検地帳と宗門帳と農民家族」⁽²⁵⁾(二)「検地帳の家」⁽²⁶⁾(三)「石高制と封建制」⁽²⁷⁾。

この内、まず第二論文をとり上げてみよう。中村氏は、検地帳そのものの検討が必要であり、これをよくみると記載内容の数字(丈量間数・面積・石盛等)があいまいであり、大ざっぱなものであることを見出される。初期においては「草創のさいであり、急いでもいたから便法がとられたのであろうということにもなるが」、その後の検地帳は形式に奔り、正確なもの

でなくなる。江戸時代の検地は「とにかくに石高を定めることが第一であつて、それはそれほど正確を期するものでもなかつた……」⁽²⁸⁾「こう考えると、検地帳記載の田畠が、一筆ごとに面積収量が記されていても、それはその通りに正確であり、現実だつたとはいえなくなる。……(中略)……検地帳がこういう性質のものであるとすると、そこに土地とともに記載されている作人・百姓の名についても、うかつなことはないし……(後略)……」⁽²⁸⁾として、検地帳名請人の再検討を始めていっている。

氏は第一及び第二の論文において、従来から共同研究を進められつつあつた信濃国諏訪郡今井村の史料に依拠しながら、検地帳と宗門改帳を比較され、両史料の有する形式的性格から、そこに出て来る単位が共に農民の「家族」を示すものであることを論証されている。検地帳に登録人として名をあらわしながら、宗門帳に名をみせないものが多数あり、両者は別個の原理によつてできた単位を記していると考えられる。又、宗門帳に一家族として一括されているものの中で、検地帳ではそれぞれ独立した登録人として出て来る場合、前者の親子が後者では別個に出て来る場合等があり、総じて「検地帳面の百姓なるものは、きわめて不可解または複雑なものである。……(中略)……しかるに検地帳の百姓が、そのまま本百姓で、農民家族と耕地の所有者であるというわけにはいなくなるのである」⁽²⁹⁾中村氏はこの論拠として前記の諸例の外、検地帳の名請人中、宗門帳で既に死亡したことが明らか者、入作が記されず、宗門帳にも見られない者のかかり多く見出されることを挙げて居られる。(勿論宗門帳の「家」も又かなり形式的なものであつて現実をそのまま示すものではないが)この考え方からすれば、検地帳の登録人名が封建的小農民であるという様な定義の仕方は無意味なものにならざるをえない。それならば何故検地帳に名請人が書かれるのか。それは、氏に従えば、「貢租納入の責任者」を定める必要からであり、その土地に対する現実の關係がいかにあろうとも、「ともかく誰かを責任者とし」、「適宜に人名をあげねば形にならない」⁽³⁰⁾「そう考えると、検地帳面の百姓が、かならずしも現実の百姓の家を示していないということばふしぎでなくなる。……この百姓はきわめて形式的

または制度的なのである。⁽³⁰⁾

以上の如く、中村氏は、検地帳登録人のいわば無性格性というか、それが決して単純に定義しえないものであることを、検地帳と、他の史料との比較対照という作業を経て主張されている。しかし、中村氏も、検地施行者が、年貢負担の責任者として名請人を定めたかったことを認めて居られる様であり、それが検地帳において一〇〇%実現していないことを論ぜられていたのである。だが、もし中村氏の主張をそのまま認めるとすると、宮川氏や安良城氏の示した見解はどうなるか。特に宮川氏の場合、その考え方は決定的な批判を受けることとなる。

そこで中村氏のこの見解に対し、反論は出ているかと言えば、未だ全面的な肯定も否定もされていない。問題が問題だけにその批判は慎重を要するのである。次節ではもう一度この問題を、従来の学説から再検討してみようと思う。

- (1) 中村吉治『近世初期農政史研究』三四八頁。
- (2) 同書、三四八―九頁。
- (3) 今井林太郎「近世初頭に於ける検地の一考察」『社会経済史学』第九卷第十一・二号所収。
- (4) 古島氏、前掲書、七頁。
- (5) 同書、四八頁。
- (6) 検地・検地帳と研究分野を区別するのは、検地が政策として展開された一つの土地制度であるのに対し、検地帳は検地の結果を示す一つの史料であるからで、勿論両者は不可分の関係にあるとはいえず、研究方法は区別されるべきであり、往々にして両者が方法の上で混同されて居り、一方の分析結果をもって他方の成果を同質のものとして取扱ひ批判することがなされているからである。
- (7) 河井勇之助「近世初頭近江地方検地帳の研究」『史学研究記念論叢』所収。
- (8) 『日本史研究』第十九号所収。なおこれは後に同氏『太閤検地論』第二部に第一論文として収録されている。以後引用はこの書による。
- (9) 同書、二八頁。

- (10) 同書、三三頁。
- (11) 同書、三三―四頁。
- (12) 同書、三四頁。
- (13) 『滋賀県立短期大学雑誌』B3号所収、昭和二十八年三月、後に『太閤検地論』第Ⅱ部に収録。以下引用は後者による。
- (14) 同書、六二頁。
- (15) 『ヒストリア』8(11)号所収。
- (16) 安良城盛昭著『幕藩体制社会の成立と構造』六一―七頁。
- (17) 同書、附論第二論文、太閤検地をめぐる諸問題。
- (18) 同書、二二―七頁。
- (19) 同書、五二―三頁。
- (20) 同書、五六頁、注七。
- (21) 拙稿「太閤検地をめぐる最近の研究動向」『三田学会雑誌』第五十二卷第八号所収。
- (22) 代表的な一例を挙げれば、北島正元「徳川氏の初期権力構造——検地と分附記載より見たる——」『史学雑誌』第六十四編第九号所収。
- (23) たとえば、拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成——慶長六年紀州検地帳——」『三田学会雑誌』第四十九卷第二号所収、及び「紀州慶長検地および検地帳の研究」『土地制度史学』第一卷第三号所収は、紀伊国牟婁郡東部の約百冊の検地帳についてその解明を試みたものである。
- (24) 所三男「近世初期の百姓本役」『封建制と資本制』所収。
- (25) 『研究年報「経済学」』第四十八号所収。
- (26) 喜多野清一・岡田謙編『家——その構造分析』所収。
- (27) 『史学雑誌』第六十九編第八・九号所収。
- (28) 中村氏第二論文、一七七頁。
- (29) 同、一八〇―一頁。
- (30) 同、一八四頁。

検地帳登録人をめぐって(一)

三 問題はどこにあるか？

前節で諸説を紹介した様に、戦前においては、検地帳自身の十分な利用が困難であったことから、登録人についても、直接史料の分析をぬきにして論ぜられる場合が多かったが、戦後においては、検地帳の利用度がむしろ過多で、他の史料とのバランスがとれていない感がある。そのため、中村氏の言葉を借りれば「検地帳と宗門改帳をつき合わせる」という基礎作業すら行われる事が殆んどないまま検地帳名請人を或いは作職の所有者とし、或いは経営者とし、ともかく現実に存在する農民個々の単位を示すものとして取扱って来た。その間にあっても、たとえば河井氏が、名請人は家長の名前でなく家族の名前が含まれるとされたが、これはその後「小農民自立」論として、恐らくは河井氏の意図されなかった方向へ発展してしまっている。又安良城氏は、検地帳の史料的位置付けをなす必要を力説され、従来の安易な考え方に警鐘を鳴らされている。しかしこれらの制動にも拘らず、「小農民自立」論、「封建社会確立」論は、検地帳という土地制度史上、決定的に重要な史料を、絶好の実証材料として十分な検討や史料批判を加えることなく利用の洪水の中へまき込んでしまった。これらの研究対象は史学にとっての基本的問題であり、それだけに多くの人が参加し、白熱化すること自身は大いに歓迎すべきことであろう。しかし、もしそれが誤った史料解釈、利用の上に築かれたものならば、砂上の楼閣に等しいと言わねばならぬ。筆者自身は、決して中世末—近世初頭における小農民自立、封建社会確立を否定するものではないが、そのことと、検地帳登録人とを生のままつなげてしまう事は別で、解決されなければならないいくつかの、そして困難な問題が前提として存在していると考えるのである。現在の研究状況に対して、中村氏の批判は当然加えられるべくして加えられたものと言っている。勿論氏の批判の根拠がすべて正しいか否かは問題であるとしても、従来の研究者はやはりこれに応える義務がある。

中村氏の「通説」に対する批判は、一面たしかに正しいものがあると言える。検地帳の登録人が、単純に現実に存在する農民の単位を示すものでないことは、かつて筆者も紀州検地帳の分析を通じて述べておいた。⁽¹⁾登録人の何たるかを同時代の他の史料によって検証せずに、いろいろ推断を下すことは慎重を要するのであって、一見理論的に解決しえた様に思えても、説明のつかぬ部分を残してしまえば、やはり他の可能性も考えてみる必要がある。⁽²⁾

前節でみた様に、検地帳登録人が何かという問題に対して、それは一義的に、たとえば作職の所持者であるとか、年貢の納入者であるとか、経営者であるとか、ともかく農民の一階層を示すものであるとなす説は、どれもが決定的な証拠を欠いている。諸氏の屢々利用される著名な文禄五年の石田三成の掟書も、よく考えてみると、検地帳に作職所持者を登録人として書き出せ、という条項ではないのである。同様に、これも屢々引用される上杉氏の会津転封に際しての秀吉朱印状「検地帳面之百姓ニ相究ものハ、一切召連間敷候也」も、検地帳が既にできていて、それに名の出ている農民を、というので、検地帳に百姓の名を、というのではない。これらの事後的史料では、検地帳登録人が何であるかという問に対して応えることができないのである。

とすれば、領主側の法令で、検地の施行・検地帳作製にあたって、その登録人の資格を定めた条項を含む検地条令があるか否か、ということになると、少くとも太閤検地の段階で、現在発見され公にされている史料には見当たらないのである。丈量の度量衡や位付、石盛からせいぜい村境の定め程度に終わっている太閤検地条令を我々はいくつか知っている。しかしそれらには登録人に関しては一行為の記載、一句の言及もないのである。これは何故か。一つには史料収集の不完全さが考えられる。しかし、他方、始めからかかる規定を盛った条令が存在しなかったという可能性もある。尤も、これには二通りの理由が考えられる。一つは、検地施行者にとって、何を登録人とするかがいわば自明の理であって、特に必要としなかったからであり、第二は、検地に際して、登録人の何たるかに関心を持たなかったからである。要するに検地施行者又は領主側の意

図を探る必要性の存在で、この点、領主の発した他の法令等から「小農民自立政策」という一貫した態度を見出された安良城氏の試みは確かに一つの方向を見出したと言ふことができる。しかしそれは現段階ではやはり一つの試論であつて、仮に小農民自立政策を認めるとしても——筆者自身認めるのであるが——それは現実の検地帳登録人が何であるかの証明にはならない。また、個々の検地帳にあらわれる大量の零細登録人を、たとい入作者や血縁家族、独立しつつある下人・名子を含む農民としても、その数はそれでもつて納得するには余りにも多すぎる。(屋敷地の数、家数人別改帳の家数、名寄帳、年貢関係の史料に見出される農民単位数に比して。)

では、太閤検地直後、或いは太閤検地以外の同時代の検地条令で、名請人に関する記載を含むものがあるかと言へば、これは若干のものが存在している。安良城氏も利用されている慶長九年の池田利隆の領国(幡磨・備前・備中)に対する検地条令中「一、前々よりひかへ来田畠たりといふとも、当毛の小作名うけ可仕事」という条項があり、これは恐らく記載をする最古のものである。氏はこれを前年に出された地主の作合否定の法令と関連せしめ、しかもこの検地の実施を残存せる検地帳によって検討され、屋敷持下人(二人を除いて五反以上の耕地を有する)がこの検地によって自立した百姓に転化したものと考えられている。⁽³⁾しかし十八人も一反以下の零細登録人については何等言及されていない。これは何を意味するのだろうか? 勿論、如何なる法令も一〇〇%実現するものではなく、強行された小農民自立政策と雖も、その実現が検地帳上に一〇〇%見出される事はまずあるまい。検地帳という検地の結果の物語るものは、安良城氏の言う如く、領主と農民各階層間の力関係の集中的表現なのである。しかしそれならば、検地帳登録人に関しては、結局何等明快な、一義的な説明が不可能となってしまうのである。

また、この検地条令は、慶長九年という時期のものであること、池田氏が自己の所領に関して施行したものであることにも若干留意する必要がある。何故なら、太閤検地は、それが最も典型的な形式では、秀吉自身の発した検地条令によって、

秀吉直属の検地奉行が所領に關係なく行ふ場合であり、池田氏の場合やこの原則から外れているからである。もっとも、池田氏の如く、初発から秀吉周辺の近世大名として出発し、その権力構造を秀吉政権と同質とみる事は可能であるが。

このことは、たとえば毛利氏の検地条令と対比する時、より明確となる。前述の今井氏が挙げられた慶長十九年の法令の如きは、検地の名請をした以上は、それを下作に出して来ていたとしても、名請人が本作者であるという小農民自立政策と相反する規定を行っているのである。これは矢張り戦国大名の系譜を引く毛利氏が、この段階では未だ小農民自立政策をとりえず、近世大名とは質的に異なる権力構造を有している事を物語るので興味深いのであるが、この検地をもって「太閤検地」或いは近世初頭の検地一般の性格を代表せしめる事はできない。

この様に現在のところ、検地帳登録人に関する検地施行者又は領主側の規定を検地条令に求める事は殆んどできないと言つていい。⁽⁴⁾そうかと言つて筆者は未だ確信をもつて、元來かかる規定を盛った太閤検地の条令は存在しなかったのだと言ひ切るだけの材料を持ち合わせていないが、その様な可能性も一つ考へてみる必要があるのではなからうか。と言ふのはこうである。この段階で、検地施行者の意図するところは、その土地が生産する生産物がどれだけあるか、と言ふこと、そしてその土地の生産物の内、そこに投ぜられる労働力の再生産に必要な部分以外の余剰部分のすべてを年貢として自己のものになすという事、従つて生産者と自己との間には、中間に介在し、作合をとる者(農民であれ何であれ)が存在しないという事を確実にする事であつた。それ故、個々の土地について、それが特定の誰の土地であるか、という事は問題ではなく、従つて、登録人について厳密な規定をする必要がなかったのである。そこに登録人の名前が書かれるのは、誰が登録人であるかを知るためではなく、その土地に関しては権利が重疊してない事を示すためではないのだろうか。それ故にこそ、典型的な太閤検地では、先進地帯と、後進地帯とを問わず分附記載が存在しないのである。

この事は、また、年貢の村請制、農民の「持高」に関する条令の存在しない事(初期において)とも関連して来るし、当然

登録人の複雑な性格を招来するのである。次節以下では、こう言った点に留意しながら今一度検地帳登録人について実際に当ってみたいと思う。

- (1) 前掲拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」
- (2) しかし、どうしても直接の史料により実証できぬ部分もある。たとえば中世の農民の家族形態などは、律令制下や近世に入って行われた戸籍・人別改帳・宗門改帳の作製が行われず、(その必要な故に)これを知るためかかる史料を求める事は無駄である。従って、当然そこに推断や臆測が入らざるをえない。中村氏が、「近世の家族を検地帳や宗門改帳からとらえることはできない。こうなると、農民家族は別の面から考えねばならなくなるのである。」とされているのは、極端な言い方をすれば不可知論で、筆者はやはりこれらの史料が基礎として、充分吟味された上で、利用せられるべきだと考える。「別の面」とは具体的には如何なる面か。
- (3) 安良城氏、前掲書、六〇―二頁。
- (4) 中村氏は「検地帳は検地条令そのほかによって、上にのべたような作人名をあげ……」(前掲書、一八四頁)とされているが。

中国における初級合作社の基本的性格

――生産協同組合の社会主義的特質をめぐって――

平野 絢子

はしがき

――中国の高度成長と農業の地位――

- 一、中国における農業合作化の必然性
 - イ、自由な農民的土地所有の成立とその歴史的特質
 - ロ、所謂二つの道と合作化の必然性
- 二、小農民経営と生産協同化の条件
 - イ、半社会主義企業としての初級合作社
 - ロ、小経営の生産協同化と初級合作社をめぐる条件

はしがき

中国においては中華人民共和国が一九四九年に成立してから、工業総生産が一九五八年で四四〇・四％増加した。これを戦争などによる災害疲弊が回復したと考えられる一九五二年を二〇〇とした指数でも五七年に工業生産は二二八・四でそのうち生産財生産は三一〇・五を示しているが、農業生産は僅かに一二四・七％、前年比平均二〇五％にとどまってい

中国における初級合作社の基本的性格